

1 趣旨

大阪府では、職員の再就職に関して、府民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、府政に対する信頼を確保することを目的に、「職員基本条例（第十章退職管理）」及び「職員の退職管理に関する条例」を制定し、長期間在職した職員が府の指定出資法人等に再就職することや他の職員の再就職あっせんに関与すること等を原則禁止し、再就職等の適正な管理に取り組んでいます。

平成24年10月1日以降は、再就職の見返りに財政的援助を行っているとして府民の誤解を招くことのないよう、府が交付する負担金、補助金又は交付金の総額が300万円以上の法人への府職員の再就職は原則禁止されます。府職員の採用を検討している法人のみなさまにおかれましては、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、府の人材バンク制度又は公募による場合等（下記5参照）は、再就職禁止の適用除外とされています。

2 再就職が禁止される者

大阪府（知事部局等）の一般行政部門及び府立学校に勤務する教職員が対象です。

○勤続期間20年以上の職員

○勤続期間20年以上の職員であった者 ⇒ 職員基本条例施行前に退職した者も対象です。

3 再就職が禁止される期間

上記2の者の再就職は、期限の定めなく禁止されています。

4 再就職が禁止される法人（職員基本条例第32条第1項第4号関係）

再就職しようとする日の前年度又は前々年度のいずれかにおいて、府が交付した負担金、補助金又は交付金の総額が300万円以上の法人への再就職を禁止します。（再就職しようとする日が4月1日から9月30日までの場合は、前々年度又は当該日の3年前の年度）

<イメージ>

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
				(再就職しようとする日)			
補助金等の交付なし	補助金等の総額300万円以上	4月→9月	10月 → 3月	4月 → 9月	10月→3月		
補助金等の総額300万円以上	補助金等の交付なし	再就職禁止 (平成22年度又は23年度の総額を基準)				平成23年度又は24年度の総額を基準	

5 再就職禁止の適用除外規定（職員基本条例第32条第2項関係）

○人材バンク制度による場合（別紙参照）

○職員の退職管理に関する条例第10条に定める場合（ハローワークや民間職業紹介事業者の紹介、公募、知事が人事監察委員会の意見を聴いて承認した場合等）

6 規制に違反した場合（職員基本条例第37条及び第38条関係）

規制に違反した場合は、大阪府が職員の氏名や法人名を公表します。

また、職員基本条例に基づく再就職等の規制を監視する人事監察委員会は、知事に対し、規制に違反して再就職させた法人に対する府の財政上の措置の全部又は一部の廃止などを勧告する権限を有しており、知事が同勧告に基づく措置を行う場合があります。

再就職等の規制に関するご不明な点につきましては、電話又はEメールによりお問い合わせください。

大阪府総務部人事室人事課人材グループ

TEL(06)6941-0351(内線2141) E.MAILjinjig01@sbox.pref.osaka.lg.jp

職員基本条例(平成24年大阪府条例第86号) (抄)

(出資法人等への再就職の禁止)

第32条 別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者は、離職後、次に掲げる法人に就職することができない。

一 ～ 三 (略)

四 府が負担金、補助金又は交付金その他の財政的援助をしている法人であって、当該財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼすものとして規則で定める法人

職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則 (平成24年大阪府規則第102号) (抄)

(府の財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼす法人)

第3条 条例第32条第1項第4号の規則で定める法人は、職員又は職員であった者が就職しようとする日の属する会計年度の前会計年度又は前々会計年度 (その就職しようとする日が4月1日から9月30日までの期間に属する場合にあっては、前々会計年度又は当該日の3年前の日の属する会計年度) のいずれかにおいて府が交付した負担金、補助金又は交付金の総額が3百万円以上である法人 (同項第1号から第3号までに掲げる法人並びに国及び他の地方公共団体を除く。) とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 人材バンク制度による場合

二 出資法人等の役員等の地位であって規則で定めるものに職員又は職員であった者を知事が推薦する場合

三 別に条例で定める場合

職員の退職管理に関する条例 (平成23年大阪府条例第6号) (抄)

(出資法人等への再就職の禁止の適用除外)

第10条 職員基本条例第32条第2項第3号の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職業安定法 (昭和22年法律第141号) その他の法令の定める職業の安定に関する事務による場合

二 職員の分限に関する条例 (昭和26年大阪府条例第41号) 第8条第8項の規定による支援による場合

三 職員基本条例第32条第1項各号に規定する法人が行う公募による場合

四 退職手当通算予定職員として退職手当通算法人の地位に就く場合

四 前3号に掲げるもののほか、知事が人事監察委員会の意見を聴いて承認した場合

府職員の退職管理に関する詳細については、大阪府のホームページよりご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/tais yokukanri/index.html>